

総務委員会会議録

日時 平成26年2月28日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時45分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 早川 浩
委員 白井 成夫 棚本 邦由 杉山 肇 遠藤 浩
清水 武則 仁ノ平 尚子 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁
秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭
北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子
消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 広瀬 久文

公安委員 井上 利男 警察本部長 真家 悟
生活安全部長 古屋 一栄 警備部長 門西 和雄 交通部長 宮崎 清
警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 総務室長 梶原 猛一
会計課長 清水 一成 地域課長 古屋 正人 生活安全部参事官 輿水 雅彦
警備部参事官 眞壁 昌三 交通企画課長 佐藤 直行 警察学校長 佐藤 元治
首席監察官 輿石 靖 警務部参事官 松原 茂雄 教養課長 長田 法
刑事部参事官 浅川 和章 捜査一課長 小林 仁志 捜査二課長 佐藤 岩生
少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦 警備二課長 清水 順治
運転免許課長 篠原 義政 交通規制課長 窪田 圭一 交通指導課長 三井 司
監察課長 市川 和彦 厚生課長 三浦 元彦 情報管理課長 古屋 政博
組織犯罪対策課長 楠 宏一

総務部長 前 健一 会計管理者 小林 明
人事委員会委員長 小保 二也 代表監査委員 芦沢 幸彦
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉

総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸
 職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則
 管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
 防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏
 出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広 管理課長 佐野 光一
 工事検査課長 矢崎 政人
 人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太
 監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

議題 (付託案件)

- 第66号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件
- 第77号 山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件
- 第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正
- 第83号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第84号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第85号 平成25年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第88号 平成25年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 第92号 権利放棄の件
- 第93号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款並びに第4条地方債の補正

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時03分から午前10時40分まで、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、午前11時03分から午前11時17分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時03分から午後3時45分まで、途中、午後1時44分から午後3時42分まで休憩をはさみ、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第66号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

(情報通信産業支援費について)

遠藤委員 3のICT技術者養成事業について、緊急雇用事業になっていますが、減額分の936万1,000円、これは延べ何カ月分の金額になるのでしょうか。

清水情報政策課長 この緊急雇用事業は昨年3月から本年2月までということで1年間の事業で行っております。本年度分については、11カ月分ということになってございます。

遠藤委員 それは対象者がいらっしゃらなかったということなのか、それとも事業が終わったということなんですか。

清水情報政策課長 この事業は主にICT企業が情報通信企業に人材育成をお願いしているものでございまして、失業者等を雇用していただきまして1年間研修を行っていただき、技術を身につけていただくという趣旨のものでございまして、現在8社で20人の方を雇用していただいておりますが、その中には一部途中でおやめになった方とか当初見込んだほどの人件費がかからなかったといったようなことがございまして、減額という状況になっております。

遠藤委員 8社にわたって、11カ月ということですね。緊急雇用という目的からすると、これだけの金額が減るとするのは、緊急雇用の目的も達成できていないと思ったんですが、その辺については努力によって、満了すべきではないのかと思いましたが、その辺についてはいかがですか。

清水情報政策課長 この事業の本年度の予算額につきましては、9,900万円の予算を計上しております。そのうちの900万円ということで、事業規模からすればそれほど大きな金額になっていないのではないかと理解をしております。

(富士山世界文化遺産保存活用推進事業費について)

杉山委員 繰越明許費になっていますが、説明だとイコモスの指導でもう一度練り直しという話だと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘のとおり、イコモスのほうから構成資産それぞれの紹介というのは、それぞれの場所でなされているんですけども、それがかつての富士山、例えば信仰

という面からどのようにかつての登拝者が巡礼したのであるとか、全体像としての情報提供というのがまだまだ不十分であるということで、こういった面につきましては、県のほうで平成26年度も引き続き研究事業を行って参ります。そういったものと連携する形で、しっかりとした情報提供を行って参りたいと考えております。

杉山委員 これは当然ながら静岡県側にも同じ指導がいているということですか。

泉富士山保全推進課長

委員仰せのとおりでございます。静岡それから各市町村のほうで所有している資産がございますので、そういったものと同じ時期に設置をするということで予定をしております。

杉山委員

情報発信という側面があると思いますけども、そうなる当然ながら静岡県も進めてくるでしょうし、もっとちょっと広く考えると神奈川県等々も含めてですね、情報の共有といえますか、密にして一緒になって進めていくことが必要だと思うんですが、その辺は具体的に進めているんでしょうか。

泉富士山保全推進課長

静岡のほうとも当然、世界文化遺産協議会という協議会を通じて、関係を密にして、日々事務的な打ち合わせでありますとか、そういったレベルから高いレベルの両県知事を含めた会議に至るまで幅広く綿密な協議を行っておりますし、そういった中で当然今回の情報提供のあり方について幅広く議論しておりますし、神奈川県ということでもあります、広域的な観光の周遊的な観点からもいろいろな議論をしているところがございますから、まさに観光客にどういうふうに戻ってもらうのか、神奈川県を含めて広域的に考えていきたいというふうに、観光部とも連携しながらやっていきたいと考えております。

(バス路線対策費、鉄道輸送対策事業費について)

木村委員

2つの事業についてもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

広瀬交通政策課長

バス路線対策費の内訳でございます。これは1番目のバス運行対策費補助金につきましては、県内の交通事業者が運行するバス、4事業者26路線につきまして、国と県が2分の1ずつ助成をしております。これの助成額が当初予算6,563万円に対しまして、決算額6,112万7,000円になりましたので、その差額分450万3,000円につきまして減額させていただくものでございます。

次の市町村自主運営バス補助金につきましては、交通事業者がバス路線を廃止した後に市町村が当該路線を自主的に運行する場合に対して、県が2分の1を助成しているものでございます。これにつきましては当初予算5,184万4,000円につきまして、決算額4,528万6,000円ということで、差額の655万8,000円について減額させていただくものでございます。

鉄道輸送対策事業費につきましては、富士急行線につきまして、県が国とともに6分の1もしくは5分の1といったような補助をしているものでございます。このうち補正額分につきましては、大月駅の駅舎改修に伴います契約差金、それから大月駅ホームの上屋が国の補助対象外となったことに伴う減額分ということでございます。

木村委員

先日の大雪でもそうですが、山梨県は公共交通が少ないだけにこんなふうに残額がでるということはもったいないような気がするんですけども、合併前に韮崎工

業高校に用事があったら、生徒の下校時間に合わせなのかわからないですけどバスが来ていたんですね、たまたま国の地方公聴会が富士屋ホテルでありましたけど、そこで話を聞いていましたら広域的に協議会を持つというような話が出たような記憶があるんですが、そこでぜひ広域的に例えば山梨大学医学部付属病院に行くにしても中央病院へ行くにしても、中央市から来たら甲斐市の中でもどこかとまとるか。そんなふうな広域な協議会が今までにそういった話があったのかどうか、これからどうするのかそういう点でお聞きしたいと思います。

広瀬交通政策課長 今回のバスの減額につきましては、乗車密度といたしまして、国の補助金の算定の中でバスに乗っている人数が減りますと通常赤字幅が広がって、その分補助金はふえるんですけども、それも5人以下に減ってしまうと国の算定のほうが、算定の関係で割り落としということで、補助金額が少なくなる、国と県が2分の1ずつ出しておりますので、その算定の課程の中で県の補助額のほうも減ってしまったということ、もう一つはバス路線が今年の3月、4月をもって何本か短縮をいたしました、そういった関係でバス路線そのものが短くなったりなくなってしまったということに伴いまして、県、国の補助金が減っているところもございます。

市町村自主運営バスにつきましても委託先が今までの業者から別のところへ変わったとか、バスの路線数が減ったとか、そんなような状況で減っているものがございます。

それから委員のお話にありました県下を幾つかの広域的な範囲に分けて、その地域のバスの運行につきまして市町村、事業所、県、国で話し合うような協議会につきましては、ことしから一つ始めておりますし、今後県内を幾つかの地域に区切って、そういった協議を進めることを考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号 権利放棄の件

質疑

木村委員 お父さんが二十歳の息子さんの債務を払うという。そのとき二十歳ですから、今はかなりの年になると思うんですが、この場合息子さん自体はどうなるんですか。

窪田交通規制課長 本件につきましては、当時二十歳の男子が事故の当事者でありました。本件の事故につきましては死傷者2名を伴う非常に大きな事故であり、本人もけがをしていたという事情もございまして、当事者である運転者、息子でございますが、一旦病院のほうへ入院をいたします。その後、退院をいたしましたけれども本人に資力がなかったことからその債務を父親が引き受けるという形で、債務の引き受けを行ったものであります。こうした経緯から納人、債務者を事故当事者の父親というふうに設定いたしまして、以後につきましては父親に対しまして全額弁済を請求してきたものであります。本件で権利放棄をした場合につきましては、その当事者に対する請求というものは一切できませんし、債務者を父親に設定した段階で息子さんに対する請求というものはできないという仕組みであります。

遠藤委員 債務者には請求できないという話を聞いたんですけど、事故の保険関係からは請求できないんですか。

窪田交通規制課長 私の説明が少しまずかったかもしれません。債務者には請求ができますが、息子さんに対して請求ができないということで説明をさせていただいたつもりでありましたがよろしくお願ひいたします。保険の関係でありますけれども、本件の交通事故におきましては、自賠責保険の加入はあったものの任意保険の加入はございませんでした。御承知のとおり自賠責保険につきましては、対人を対象としているものでございますので、今回の場合には信号機柱の破損におよばなかったというものであります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 総務部関係

第77号 山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

(公債管理費元利償還金操出金について)

遠藤委員 利率が低くなったために減額になるということだと思いますけれども、当初見込んでいた金利よりも実際に借りるときに金利が下がったという理解なのか、あるいは政策的に借りかえをして金利が抑えられたということなのかどちらか伺いたい。

田中財政課長 減額の要因でございますけれども、当初見込んでいた金利よりも実際借り入れたときの金利のほうが低くて、それで減額を行うことでございまして、もともと1.86%くらいで見込んでおりました。これは国の予算金利と同じですけれども、それよりもかなり低い金利、0.6%台で借りられたということによるものでございます。

遠藤委員 特に借りかえなんかはされていないということですか。

田中財政課長 低い金利のものに借りかえたということはやっておりません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第84号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第85号 平成25年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成25年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第93号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告の作成については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 飯島 修